平成26年度 行政評価 施策カルテ

<mark>施策名</mark> 1 地域特性に応じた土地利用の推進

施策主管課 都市計画課 総合計画記載頁 149ページ

施策の位置付け 1

政策の柱 V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために

政策名 (基本施策名)

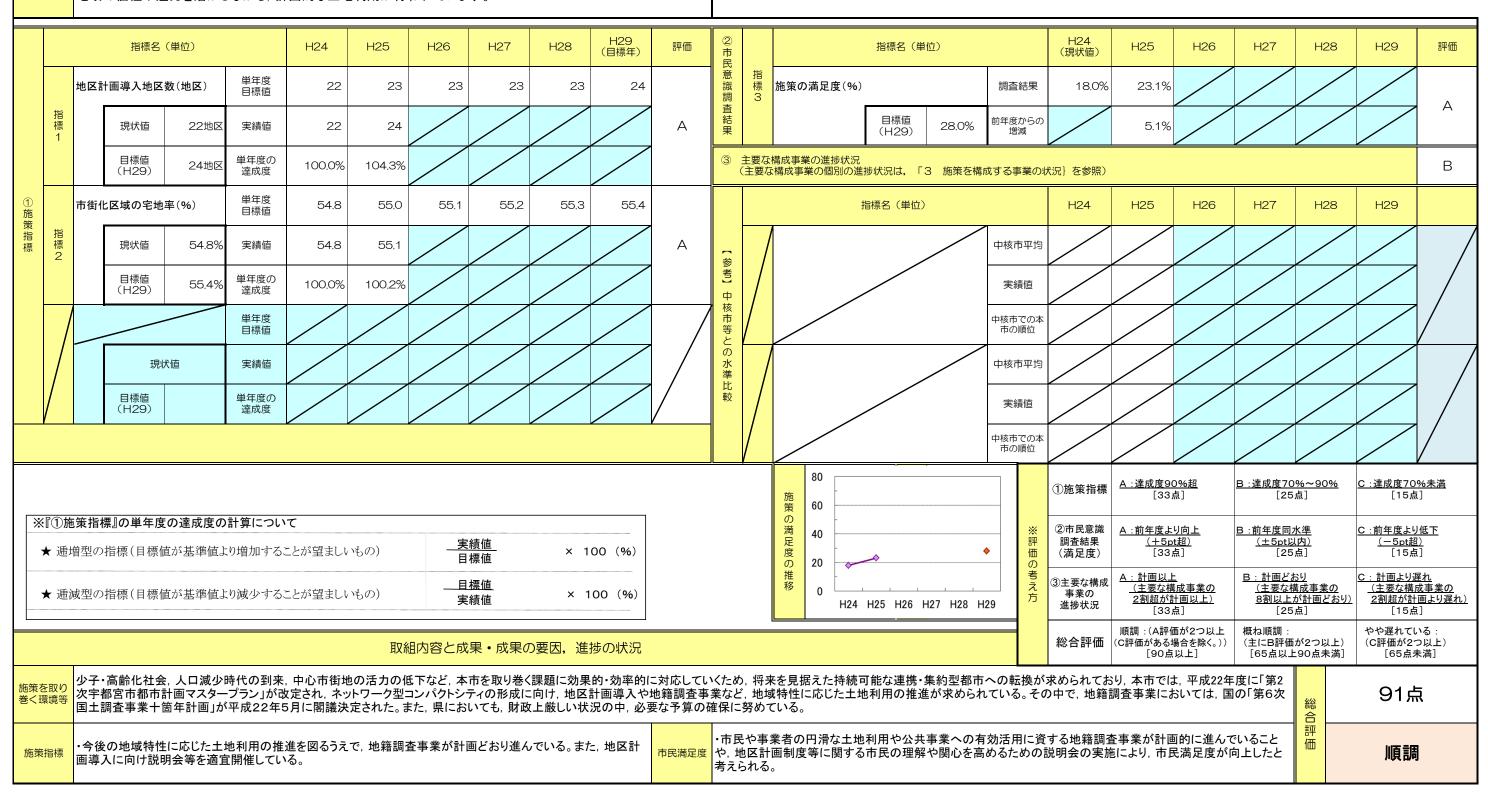
21 機能的で魅力のある都市空間を形成する

(基本施策目標)

政策の達成目標 市内の地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空 間が形成されています。

2 施策の取組状況

地域の個性や魅力を活かしながら、計画的な土地利用が行われています。



3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No. 事業名	戦略 P・ 主要事業	事業が属する総合計画の 構成事業名		事業内容	事業の 進捗状況 事業費	事業費	開始年度	日本一施策	施策目標を達成するための取組方針
	*		対象者・物(誰・何に)	取組(何を)	1,277 11 107 0	(千円)		事業	
1 地区計画制度の活用	*	・地区計画制度等の活用	市民·事業者	・地区計画制度等に関する説明会の実施	計画どおり	0	H元		・地域資源を活かし、地区の特性に応じた魅力ある景観や快適な環境を形成するため、地区計画制度を活用し良好な居住環境の保全などの土地利用を推進しているところである。市民の地区計画制度に関する理解や関心をさらに高めるため、説明会等を実施し、地区計画の導入を推進していく。
2 公共施設等の受入れ事業	*		・開発許可により設置 された公共施設の土 地登記名義人及び抵 当権設定者 ・市民(公共施設の周 辺住民)	・未だ市に帰属されてない所 有権の移管や抵当権の抹消	計画どおり	0	Н5		・平成24年度までの取組として、意向調査による同意物件の処理が概ね完了したことから、今後は意向確認のできていない「未同意物件」の処理にあたる。 ・処理にあたっては、これまでの受入れ実績等を踏まえ、平成25年度に策定した未同意物件受入れ計画に基づき、効率的・計画的な受入れを実施していく。
3 都市計画基礎調査	*	・地域地区制度の活用・開発許可制度の適正運用・地域特性に応じた計画的な 農地の保全	市民	・都市計画基礎調査による都 市や地域の特性や課題の把 握		2,468	S48		・都市の現状や動向を把握するため、都市計画法第6条及び第13条に基づき 都市計画基礎調査を実施し、調査により得た情報を地理情報システム(GIS) にて分析し、都市や地域の特性や課題を把握することで都市計画を適切に策 定し、地域の特性に応じた土地利用を推進しているところである。今後も基礎 調査による分析を実施し、得た情報については、引き続き庁内に情報提供す るなど有効活用し、地域の特性に応じた土地利用を推進していく。
4 地籍調査事業	*	・地籍調査事業の推進	本市域に存する土地 所有者及び管理者(土 地改良事業・土地区画 整理事業実施区域を 除く)		計画どおり	126,360	H12		・地籍調査事業は、市民や事業者の円滑な土地利用や公共事業への有効活用に資する事業であり、長期的な事業であることから、今後とも計画にそって事業を推進していくとともに、人口集中地区の調査も順次進めていく。

4 今後の施策の取組方針

	今後の方向性								
課題	◆施策指標である地区計画導入地区数や市街化区域の宅地化率については、順調に目標を達成しており、市民満足度についても、前年度より向上しているなど、施策を構成する各事業の取組成果が現れているところである。 ネットワーク型コンパクトシティの実現のためには、市民の協力が不可欠であることから、引き続き、土地利用の適正化などについて、より一層の市民の理解や関心を高める取組を行う必要がある。	专向州	〈施策全般〉 ◆市民に対する各事業の周知・啓発を図りながら、ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、地域の個性や魅力を活かした計画的かつ適正な土地利用の推進に取り組んでいく。 〈主要事業〉 〈その他個別事業〉						